

平成30年2月14日

各 位

会社名 ポ ー バ ル 興 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 松 井 孝 敏
(コード番号：4247 名証第二部)
問合せ先 管理部 執行役員 黒 田 英 文
(TEL 052-419-1827)

主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

平成30年2月14日（153,000株予定）及び平成30年2月15日（286,200株予定）付で、以下のとおり当社の主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主に異動が生じる予定となりましたので、お知らせいたします。

1. 異動が生じる経緯

当社の主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主の神田 隆生（当社代表取締役会長）より、保有する当社株式の一部を平成30年2月14日（153,000株予定）及び平成30年2月15日（286,200株予定）に金融商品取引所市場内立会外取引において、株式会社K A Yに譲渡する旨の連絡を受けました。

これにより、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主に異動が生じる見込みです。

2. 異動が見込まれる株主の概要

(1) 主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主でなくなる者

- | | |
|---------|-----------|
| ①氏名 | 神田 隆生 |
| ②住所 | 名古屋市中村区 |
| ③当社との関係 | 当社代表取締役会長 |

(2) 新たに主要株主である筆頭株主となる者

- | | |
|------------|--|
| ①名称 | 株式会社K A Y |
| ②住所 | 名古屋市中村区野田町字中深30番地 |
| ③代表者の役職・氏名 | 代表取締役 神田 隆生 |
| ④事業内容 | 有価証券の保有及び運用、不動産の賃貸、管理並びに売買
上記に附帯する一切の業務 |
| ⑤資本金 | 5,000千円 |



3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 主要株主である筆頭株主の異動の状況

① 神田 隆生

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 の数に対する割 合	大株主順位
異動前 (平成29年9月30日現在)	主要株主である 筆頭株主	4,774個 (477,430株)	36.25%	第1位
異動後 (平成30年2月14日現在)	主要株主である 筆頭株主	3,244個 (324,430株)	24.64%	第1位
異動後 (平成30年2月15日現在)	—	382個 (38,230株)	2.90%	第8位

② 株式会社KAY

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権 の数に対する割 合	大株主順位
異動前 (平成29年9月30日現在)	—	—	—	—
異動後 (平成30年2月14日現在)	主要株主	1,530個 (153,000株)	11.62%	第2位
異動後 (平成30年2月15日現在)	主要株主である 筆頭株主	4,392個 (439,200株)	33.35%	第1位

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、平成29年9月30日現在の発行済株式総数から、議決権を有しない株式を控除した総株主の議決権の数に基づき算出しております。

平成29年9月30日現在の発行済株式総数：1,317,400

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数：500株

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 異動前後の大株主順位は、平成29年9月30日現在の株主名簿の順位に基づき、当社において想定したものです。

(2) 親会社以外の支配株主の異動の状況

① 神田 隆生

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前 (平成29年9月30日現在)	親会社以外の 支配株主	4,774個 (36.24%)	3,579個 (27.18%)	8,353個 (63.43%)
異動後 (平成30年2月14日現在)	親会社以外の 支配株主	3,244個 (24.63%)	5,109個 (38.80%)	8,353個 (63.43%)
異動後 (平成30年2月15日現在)	—	382個 (2.90%)	—	382個 (2.90%)

(注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。



4. 異動予定年月日

平成30年2月14日 (153,000株)

平成30年2月15日 (286,200株)

5. 今後の見通し

株式会社KAYは、当社代表取締役会長である神田 隆生及びその親族が全株式を保有する資産管理会社であり、今後も安定株主として長期保有する予定である旨の報告を受けております。したがって、本件が当社の経営体制及び業績に与える影響はありません。

なお、株式会社KAYは、資産管理会社として以外に顕著な企業活動を行っていないことから、当社の「その他の関係会社」には該当いたしません。

以上